

平成31年度地域医療介護総合確保基金（医療分）について

1. 配分方針（31年2月15日：厚生労働省通知）

- 基金（医療分）総額1,034億円*のうち、570億円以上を事業区分Ⅰに重点化し、充当
*増額分（前年比100億円増）の配分内訳は、事業区分Ⅰへ70億円、事業区分Ⅱ及びⅢへ30億円
- 平成31年3月31日時点における、
 - ・都道府県ごとの公立・公的病院等の具体的対応方針の合意状況
 - ・民間医療機関の対応方針の議論の開始状況
 - ・非稼働病棟の解消に向けた議論の進捗状況について評価を行い、評価結果に基づき、重点配分

2. 府基金計画額

約54.4億円（31年3月8日要望書提出）

区分Ⅰ：32.0億（58.8%）

（病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業等）

区分Ⅱ：0.4億（0.8%）

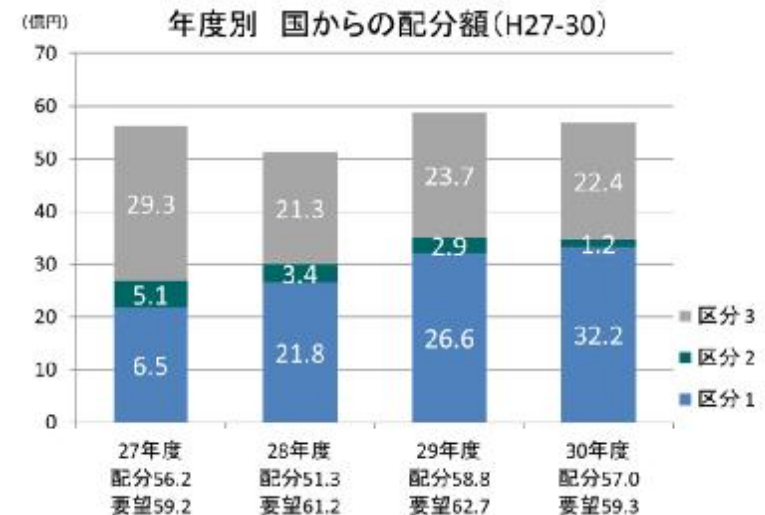
（薬局の在宅医療推進事業等）

区分Ⅲ：22.0億（40.4%）

（病院内保育所運営費補助事業等）

3. スケジュール

- ・3月中旬～ 厚生労働省と各都道府県（関係団体も含む）とのヒアリング
- ・7月以降 内示（参考）平成28・29年度：8月、平成30年度：9月
- ・8月以降 都道府県計画の提出、交付決定



基金事業のPDCA例

圏域からの意見

31年度基金事業

- ü 30年度から完全実施された市町村の「在宅医療・介護連携推進事業」が円滑に実施されるよう、府から市町村に対して積極的な働きかけが必要。
- ü 今後の在宅医療を推進にあたり、本基金を有効に使う府全体の医療が良くなるよう検討し、予算措置を行う必要がある。

新規

地域包括ケアシステム構築支援事業

地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村に対し、府は、広域的な観点から、医療、とりわけ在宅医療の推進をめざすロードマップの策定を支援

- ü 府は広域の視点で、市域を越えた同行訪問研修等、柔軟な事業の継続が必要。
- ü 診療所間連携を支援する取組の充実が必要。
- ü 在宅医療の普及促進(患者・家族への意思決定支援)は、現場でのニーズも拡大しているため、府補助事業の継続と補助枠充実(内容・額)の検討が必要。

継続／拡大

在宅医療体制強化事業

府内の在宅医の早期確保を目指し、同行訪問研修等の研修会の費用の補助対象事業者数を1.5倍に拡大。

H31年度は、機能強化型在支診の早期整備に向け目標数の見直しを行い、診療所間連携のための取組等の補助対象数を1.5倍に拡大。

在宅医療普及促進事業

H31年度は、在宅医療に携わる医療従事者等の意思決定支援(ACP)を含むガイドラインの理解促進に重点化、補助対象数を2倍に拡大。